

令和3年6月8日

令和3年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市個人情報保護条例	・・・	1
2	鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・・・	2
3	鳥羽市手数料徴収条例	・・・	4
4	鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・	5

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市個人情報保護条例 (平成17年条例第22号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(開示等の実施)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 実施機関は、前項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(開示等の実施)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 実施機関は、前項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年条例第28号)

改正案 (新)	現行 (旧)												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 1058 360 1121">機関</th> <th data-bbox="369 1058 1104 1121">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1128 360 1287">1 市長</td> <td data-bbox="369 1128 1104 1287">鳥羽市福祉医療費助成に関する条例 (平成13年条例第5号) による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="156 1294 1104 1358">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例 (平成13年条例第5号) による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 1058 1339 1121">機関</th> <th data-bbox="1348 1058 2080 1121">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1135 1128 1339 1287">1 市長</td> <td data-bbox="1348 1128 2080 1287">鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1135 1294 2080 1358">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	
機関	事務												
1 市長	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例 (平成13年条例第5号) による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの												
(略)													
機関	事務												
1 市長	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの												
(略)													

改正案（新）			現行（旧）		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例（平成13年条例第5号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの			地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市手数料徴収条例(平成12年条例第7号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 市は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる金額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 市は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる金額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この号において「法」という。)関係</u></p> <p><u>法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)</u> 1件につき<u>800円</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)

改正案(新)	現行(旧)
<p data-bbox="241 395 327 427">附 則</p> <p data-bbox="159 443 1102 566">この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和3年9月30日</u>までの間に属する場合に適用することとする。</p>	<p data-bbox="1218 395 1303 427">附 則</p> <p data-bbox="1137 443 2083 566">この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和3年6月30日</u>までの間に属する場合に適用することとする。</p>